

VII 児童手当

現在、県教育委員会から児童手当を受給しており、退職後（公務員として再就職しない）も引き続き児童手当の支給要件を満たす場合は、必ずお住いの市区町村で、退職した日から15日以内に認定請求手続きを行ってください。

また、退職後、引き続き県教育委員会で任用となっても、任用形態が変わり一般組合員から短期組合員になる場合は手続きが必要です。

お住いの市区町村での手続きには、県教育委員会が発行する消滅通知書※が必要となる場合があります。年度末退職の場合は、発行に時間がかかりますので、退職した日から15日以内にお住いの市区町村の窓口に出向き事情を説明の上、手続きを御相談ください。

○ 支給要件

- ・ 日本国内に住所を有すること。
- ・ 児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育していること。

※年度末退職者については、退職に伴う消滅届の提出は不要です。福利課において職権で消滅手続きを行い、消滅通知書を5月上旬頃に送付する予定です。

⚠️ ご注意ください

お住いの市区町村における手続きを、退職や任用形態の変更の翌日から15日経過後に行ったことから、異動月分の児童手当を受給できないケースが発生しています。

申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、**必ず事実発生日の翌日から15日以内に手続きを行ってください。**

VIII 個人型確定拠出年金（iDeCo）

個人型確定拠出年金（iDeCo）は、国民年金や厚生年金といった公的年金とは別に給付を受けられる私的年金制度です。

退職に当たり所属での手続きはありませんが、御自身が契約している金融機関に連絡し、退職後の手続きを確認してください。